

様式第5号（第5条関係）

指令第7-22号

一般廃棄物処理業許可証

住 所(所在地)

豊田市松ヶ枝町三丁目30番地

氏 名(名称及び代表者名)

ホームックス株式会社

代表取締役 餅原幹也

武豊町廃棄物の減量及び処理に関する条例第13条第1項の規定による令和6年2月1日付けの一般廃棄物処理業に係る許可申請については、次の条件を付して許可します。

令和6年2月5日

武豊町長 糺山 芳輝



1. 業務の種別 事業系可燃（荷下ろしに限る）
2. 許可の区域 武豊町内全域
3. 有効期間 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
4. 許可条件 (1) 関係法令を遵守し、廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
(2) 武豊町廃棄物の減量及び処理に関する条例第16条第1項及び同条第2項に該当する下記の事項が生じたときは、本許可証を添えて遅滞なく届け出ること。
ア 営業の全て又は一部を休止又は廃止したとき
イ 廃棄物の清掃及び処理に関する法律施行規則第2条の6第1項に規定する事項の変更
(ア) 氏名及び名称 (イ) 法定代理人 (ウ) 役員及び政令で定める
使用人 (エ) 事務所及び事業所の所在地 (オ) 事業の用に供する
主要な施設並びにその設置場所 (カ) 主要な設備の構造又は規模
(3) 許可区域外へ廃棄物の運搬を行うときは、武豊町と運搬先の市町村との一般廃棄物処理計画の調和協議が整った後に行うこと。